

編集人:ぶくぶくの会 〒564-0025吹田市南高浜町1-17-2A(総務)
TEL 06-6317-5598,FAX 06-6317-0936 Mail:so-mu@puku-2.com URL:www.puku-2.com
代表:馬垣安芳 編集長:上田かおり 1部200円
年間購読料:個人会員2000円 広報会員(3部)5000円
法人会員1口(5部)10000円 賛助会員(1部)10000円
振替口座00940-0-161341
「まねき猫通信」

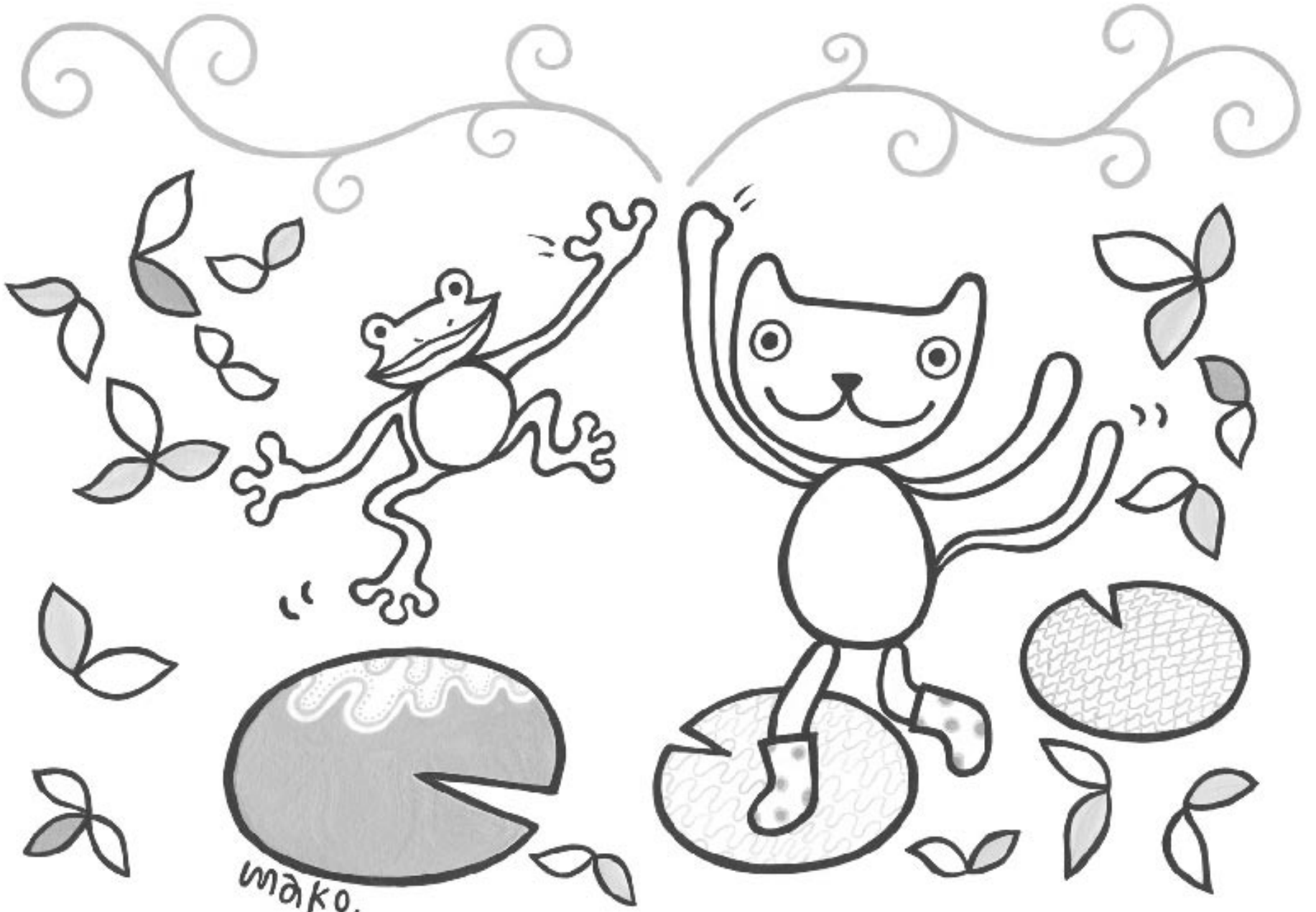


もくじ

とくしゅう やまば むか しょう しゃ さべつ きんしほう
特集:山場迎えた障がい者差別禁止法- 2
りー えっせい:ナイジェリアでのテロ事件-村上博- 4
げんばきしゃ とメディア かんぶ へだ いしづか なおと
現場記者とメディア幹部の隔たり-石塚直人- 5
れんさい とも い はたら かい あゆ
連載:共に生き働く~ぶくぶくの会の歩み②- 6

題字:
塩澤 文男
(しおざわ・ふみお)

一九八四年八月二〇日第三種郵便物承認 毎月(1・2・3・4・5・6・7・8の日)発行



カスタネット

絵:まこ なまこ

トリの眼・ムシの目・ニャンコの目

原田芳雄、小沢昭一、三国連太郎。このところ、立て続けに三人も逝った。原田は、生きてるうちが花なのよ死んだらそれまでよ、党宣言で沖繩出身のヤクザで原発労働者だった。『白痴』の小沢は、エロスに溺れ餓い慣らされていく男を演じた。『飢餓海峡』で、三国は善悪の窮みを一身に纏った。その他、銀幕と舞台に関する三人の印象は、小欄で書き尽くせない。耽美の窮みや快楽と欲望の極致を描いても、はたまた、普遍や共時を自負しても、あらゆる表現は時代と社会を反映する。情景である人物であれ、描かれた時空から自由ではあり得ない。その意味で、逝った三人を社会派などと規定するのは愚の骨頂。三つの個性は、それぞれの時代と社会を意識的に背負ったに過ぎないのだ。翻つて、「非社会派」である昨今の役者どものベニヤ板のようなペラペラの演技など耳目に耐えない代物だ、と愚痴りたくなるのも当然。大好きな俳優や芸人、あるいは、印象深い作家や政治家が世を去ると「一つの時代が終わった」と実感する。三人の死は「時代の終わり」より「終わりの時代」を痛感せしめる。錯覚であってほしいが、そうとも言えまい。三人が生きていれば「3・11」をどのように演じたか…今となつては思いだけが募る。(ハギ)

法制化なるか？ 障がい者差別禁止法

「合理的配慮」で多様な社会へ

まいにちしんぶんろんせついいん 野沢和弘さん
毎日新聞論説委員



講演する野沢さん

障がい者差別禁止法法制化が佳境を迎えています。内閣府に設置された「障害者政策委員会」の中で障がい者権利条約批准に向けて法整備を進める「差別禁止部会」が検討を重ね「部会の意見」を発表。これを基に自民、公明、民主3党の実務者協議が開かれ、法案にまとめられました。政府の提示案は、「障がい者差別解消推進法」(仮称)。障がいを理由とした不当な差別的取り扱いと、障がいに必要な配慮や条件整備をしない合理的配慮の不提供を禁じる内容ですが、「禁止」をはずした名称に修正され、合理的配慮の法的義務づけは公的機関にとどまり、民間事業者は努力義務とされています。

「合理的配慮」とは、障がい者が実的に平等な機会を保障されるため社会の側に環境を整備を求める考え方で、例えば段差をなくしスロープをつける、聴覚障がい者と会話するため手話をつかうなど、医療・選挙・司法手続きなど、様々な場面で配慮が求められます。

4月13日、大阪障がいフォーラムの定期総会で、野沢和弘さん(毎日新聞論説委員)が「差別禁止法と地域での条例作りについて」と題して話された内容を要約・紹介します。野沢さんは、障がい者差別をなくす千葉県条例制定(2006年)の中心人物の一人で、知的障がいを伴う自閉症の息子さんの父親でもあります。

「法律が変わっても世の中が変わるわけではありません。法案成立後も行政・民間に働きかけ、世の中の空気を変えなければなりません」と野沢さんは語っています。(文責・編集部)

差別禁止法案は、昨年秋以降、与野党対立・解散総選挙で法案化の動きが遅れていました。だが、与党ワーキングチームの検討を基にした法案が、今国会に提出されます。

民主党政権下での障がい者制度改革の取り組みは「私た

ち抜きに私たちのことを決めるな」を合言葉に、障がい当事者を中心にした作業部会によって制度を作り直していくものでした。健康福祉千葉方式と同じで、大きな成果を挙げています。

これは自民・民主・公明のなかには障がい者問題に熱心な議員さん達が、「党としてはケンカしていても、この問題ではちやんとやっていこう」と、協働のテーブルを作って地道に検討を続けてくれたからです。政権は自民党に変わりましたが、今もこのテーブルが機能しています。

答申を修正しながら法案ができてきましたが、ここにきて、経済団体が経産省を使うなどして、各省庁が猛烈な巻き返しを図っています。自民党の中にも動き始めています。

政策は作り上げるところまでは楽しいのですが、成立に向けて調整・妥協していく過程は地獄だと言われます。理想的なプランを作って、地獄の調整は官僚任せにし、うまく行かなければ官僚批判をするというのでは、官僚側のモチベーションが上がるわけがありません。

7月参院選を控えて政治状況はとも流動的ですが、法案を通すには、今の通常国会で法案を提出だけして、秋の臨時国会で通すというのが、無難なスケジュールでしょう。

法案の中心

直接的な差別的取り扱いは禁止は当然ですが、合理的配慮義務の適用範囲をどこまでにするのかは重要な課題です。政府内では、抵抗感の強い民間への適用は時期尚早との意見もあり、努力規定になりました。財界の反発が根強いからです。「公的機関」には、国公立の学校や福祉施設も含まれますが、民間の個人間の行為や言論には法的効力が及びません。

差別行為をなくすだけでなく、多様性を認め合う社会に向けた重要な一要素です。このため各省庁がガイドラインを作り、具体的事例を積み重ねて対応することになっています。

民間の努力規定も実効性の担保が重要です。実施内容に関する報告規定を設け、違反した場合には行政指導の対象になります。悪質な虚偽報告には制裁金を払わせるなど、行政指導で歯止めをかける効果は大きいと思います。ただし、雇用については、障がい者雇用促進法が改正され、努力義務ではなく法的義務となりました。

紛争処理機関

具体的な紛争解決機関をどうするのかも、法施行後の実効性を考える重要な点です。障がい者雇用促進法改正案では企業内部に相談窓口を置き、それでも解決できない場合には労働委員会など外部の紛争解決機関を利用し、それでも納得できない場合には訴訟という3段階が検討されています。

千葉県の条例では県内に約

差別禁止部会の意見(概要より)

「部会の意見」の概要から、①障がいに基づく差別とは何か?、②重要と思われる10分野での「差別」の具体例を紹介し、差別禁止法は、①何が差別に当たるのか「物差し」を明らかにし社会のルールとして共有すること。②簡易迅速な紛争解決の仕組み等の法的な保護の仕組みを用意することを目的としています。

「障がいに基づく差別」とは何か?

「不均等待遇」及び「合理的配慮の不提供」をいう

① 不均等待遇

障がいまたは障がいに関連する事由を理由とする差別、排除または制限その他の異なる取扱い
ただし、当該取扱いが客観的に見て、正当な目的の下に行われたものであり、かつ、その目的に照らして当該取扱いがやむを得ないといえる場合は例外となる。

② 合理的配慮の不提供

障がい者の求めに応じて、障がい者が障がいのない者と同様に人権を行使し、または機会や待遇を享受するために必要かつ適切な現状の変更や調整を行うことを合理的配慮といい、これを行わないことは、差別となる。ただし、相手方にとって「過度な負担」が生じる場合は例外となる

→経済的・財政的なコストの面では、相手方の性格(公的機関・団体・個人)、業務の内容、業務の公共性、不特定性、事業規模、その規模から見た負担の割合、技術的困難の度合い等を考慮

差別の具体的な事例

公共施設・交通機関	段差のため利用できない、宿泊や乗り物の利用を断られる
情報・コミュニケーション	災害時緊急情報などの提供が障がい者に配慮されていない
商品・役務・不動産	「親を連れて来い」など言われ、日用品を売ってくれない
医療	十分な説明がないまま、治療をさせられる
教育	地域の学校へ行けない、授業・行事に参加させてもらえない
雇用	障がいを理由として退職を強要される
国家資格等	点字受験などが用意されていない
家族形成	母子保健サービスなど障がいのある親には利用が困難
政治参加(選挙等)	選挙に関する情報提供について十分な配慮を受けられない
司法手続	取り調べに当たって障がい特性が考慮されていない

600人の障がい者差別相談員を配置して地域で起きる紛争や相談にきめ細かく対応できるようにしました。知的障がい者相談員や民生委員などが兼任しているケースが多く、実効性について疑問視する向きもありますが、県内16カ所の福祉圏域にそれぞれ広域専門指導員(県職員)を配置して解決に向けて取り組んでいます。さらには県に調整員会を設置し、各地域で解決できない事案を持ち込み調査をしたり事情聴取をして調停、仲裁に努め、場合によ



「障害者差別禁止法」の制定をめざす全関西のATMの利用ができません、窓口で取り扱いはと手数料が取られることが相談として持ち上がり、千葉県内

ては知事から勧告できることになっていきます。条例が施行されてから6年になりますが、毎年多数の相談のケースは地域での話し合いや仲裁によって解決されています。中には視覚障がい者が銀行のATMの利用ができません、窓口で取り扱いはと手数料が取られることが相談とが相談として持ち上がり、千葉県内

絶好のチャンス

銀行と視覚障がい者団体との話し合いで、目の不自由な人への合理的配慮として銀行が視覚障がい者向けの運用を行うようになったケースもあります。法律や条例は実際に運用が始まると、当初予想もしていなかった問題点や新たな課題が浮かび上がってくるものです。また、アナウンス効果によって当初の予想をはるかに超えて相談事例

が持ち込まれてくるのも虐待防止法を見るとわかります。児童虐待防止法では、そうした新たな課題を3年ごとの見直しによって法改正に反映させてきました。差別禁止法も経済界や関係省庁には根強い警戒があるかもしれませんが、実際に運用を始める懸念されることの多くは余計な心配に終わるでしょう。

我が国で障がい者に対する差別を解消する取り組みが遅れてきたのは、差別という概念に対する国民の無理解だけではない。合理的配慮義務を課したこと

は成果です。名より実を取るものが大事です。財界をはじめ自民党議員からも激しい反対が起きています。原案はギリギリの線かと思えます。法案が国会に提出され成立に至るまでに、内容は理想からほど遠いものになる可能性もあります。これまで差別禁止法の制定を訴えてきた障がい当事者・関係者や弁護士らは落胆するかもしれませんが、それでも、ここはまず一歩踏み出すべきだと思えます。この機会を逃したら、しばらくチャンスはめぐってこないかもしれないからです。

同法施行は2016年4月とし、施行3年後をめどに見直すとしています。法律が変わっても世の中が変わるわけではありませんが、法案成立後も行政に働きかけ、民間の場で普及啓発して、世の中の空気を変えなければなりません。虐待防止法にしても市町村にできた虐待防止センターを機能させるように、訴訟も辞さずの構えで働きかけなければなりません。法制化までの3年と施行までの3年を有効に使って世の中の空気を変えて、より良い法改正に結びつけましょう。